

☆運用基準☆

建築主が申請する場合(法第5条第1項に該当する場合)

細則による添えるべき図書(市長が必要と認める書類)

- 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書の写し
- 住宅型式性能確認書の写し
- 型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
- 地区計画等や景観計画に適合する旨の証明書が交付されている場合は写し
- 建築協定、景観協定、居住環境に関する独自条例および要綱等に応じて確認できる図書

細則により明示すべき事項

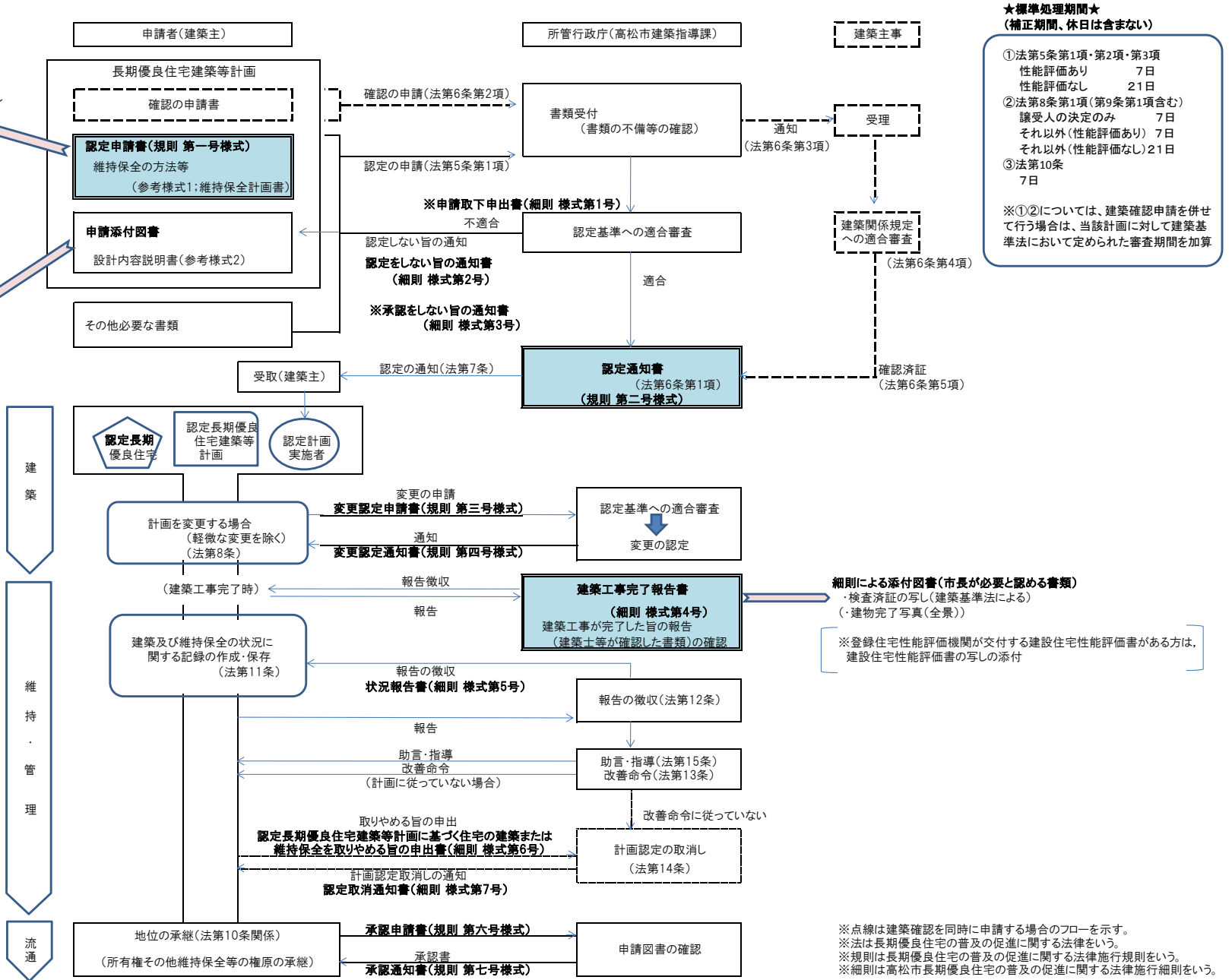
- 都市計画施設の区域内に存する場合は、配置図に都市計画施設の区域の明示

申請添付各種図書等

- 設計内容説明書
- 付近見取図
- 配置図
- 床面積求積図
- 仕様書(仕上げ表を含む)
- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 断面図、矩計図
- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図
- 各部詳細図
- 各種計算書(構造計算書, 省エネ計算書)

細則により不要と認める図書

- 各階床伏図
 - 小屋伏図
 - 各種計算書
- 住宅性能評価書の写しの添付がある場合(構造計算書, 省エネ計算書)



★標準処理期間★
(補正期間、休日は含まない)

- ①法第5条第1項・第2項・第3項
性能評価あり 7日
性能評価なし 21日
- ②法第8条第1項(第9条第1項含む)
譲受人の決定のみ 7日
それ以外(性能評価あり) 7日
それ以外(性能評価なし) 21日
- ③法第10条 7日

※①②については、建築確認申請を併せて行う場合は、当該計画に対して建築基準法において定められた審査期間を加算

細則による添付図書(市長が必要と認める書類)
・検査済証の写し(建築基準法による)
・建物完了写真(全景)

※登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書がある方は、建設住宅性能評価書の写しの添付

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。
※法は長期優良住宅の普及の促進に関する法律をいう。
※規則は長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則をいう。
※細則は高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をいう。

☆運用基準☆

分譲事業者と譲受人と共同して申請する場合(法第5条第2項に該当する場合)

細則による添えるべき図書(市長が必要と認める書類)

- 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書の写し
- 住宅型式性能確認書の写し
- 型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
- 地区計画等や景観計画に適合する旨の証明書が交付されている場合は写し
- 建築協定、景観協定、居住環境に関する独自条例および要綱等に於いて確認できる図書

細則により明示すべき事項

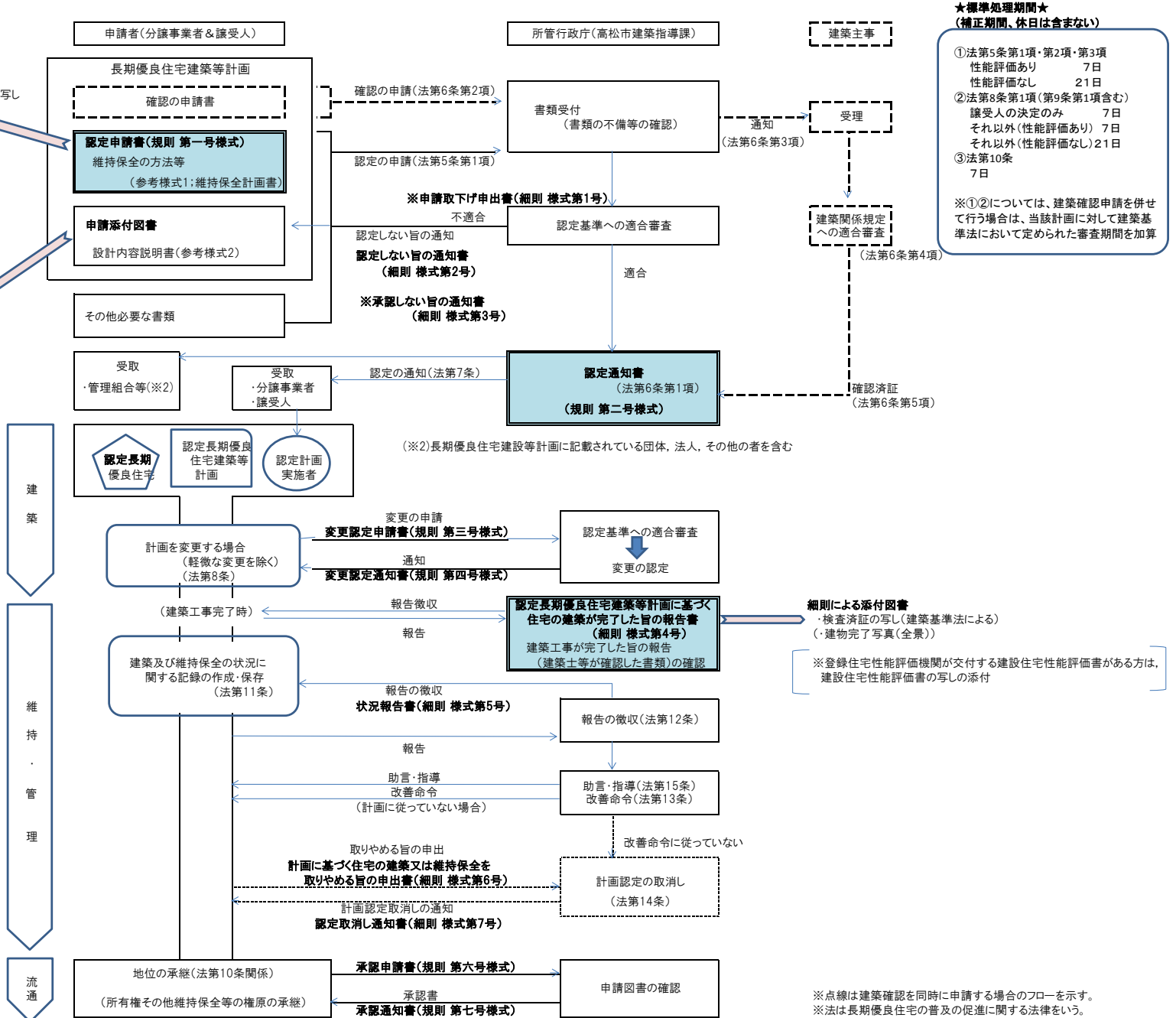
- 都市計画施設の区域内に存する場合は、配置図に都市計画施設の区域の明示

申請添付各種図書等

- 設計内容説明書
- 付近見取図
- 配置図
- 床面積求積図
- 仕様書(仕上げ表を含む)
- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 断面図、矩計図
- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図
- 各部詳細図
- 各種計算書(構造計算書, 省エネ計算書)

細則により不要と認める図書

- 各階床伏図
 - 小屋伏図
 - 各種計算書
- 住宅性能評価書の写しの添付がある場合(構造計算書, 省エネ計算書)



★標準処理期間★
(補正期間、休日は含まない)

①法第5条第1項・第2項・第3項
性能評価あり 7日
性能評価なし 21日

②法第8条第1項(第9条第1項含む)
譲受人の決定のみ 7日
それ以外(性能評価あり) 7日
それ以外(性能評価なし) 21日

③法第10条
7日

※①②については、建築確認申請を併せて行う場合は、当該計画に対して建築基準法において定められた審査期間を加算

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。
※法は長期優良住宅の普及の促進に関する法律をいう。
※規則は長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則をいう。
※細則は高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をいう。

☆運用基準☆

分譲事業者のみが申請する場合(法第5条第3項に該当する場合)

細則による添えるべき図書(市長が必要と認める書類)

- ・登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書の写し
- ・住宅型式性能確認書の写し
- ・型式住宅部分等製造者認証書の写し
- ・長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
- ・地区計画等や景観計画に適合する旨の証明書が交付されている場合は写し
- ・建築協定、景観協定、居住環境に関する独自条約および要綱等に応じて確認できる図書

細則により明示すべき事項

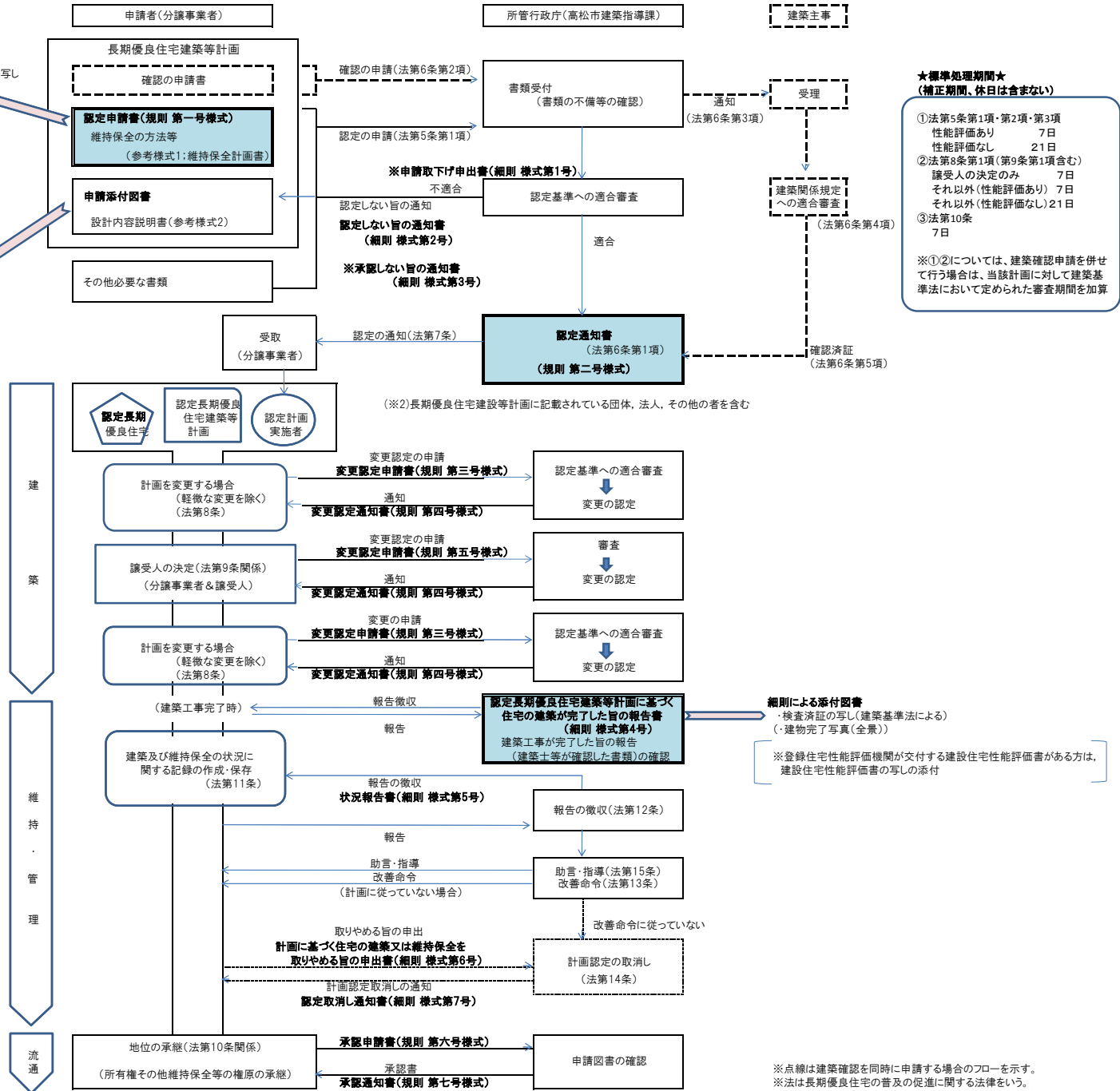
- ・都市計画施設の区域内に存する場合は、配置図に都市計画施設の区域の明示

申請添付各種図書等

- ・設計内容説明書
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・床面積求積図
- ・仕様書(仕上げ表を含む)
- ・各階平面図
- ・2面以上の立面図
- ・断面図、矩計図
- ・基礎伏図
- ・各階床伏図
- ・小屋伏図
- ・各部詳細図
- ・各種計算書(構造計算書, 省エネ計算書)

細則により不要と認める図書

- ・各階床伏図
 - ・小屋伏図
 - ・各種計算書
- 住宅性能評価書の写しの添付がある場合(構造計算書, 省エネ計算書)



★標準処理期間★
(補正期間、休日含まない)

- ①法第5条第1項・第2項・第3項
性能評価あり 7日
性能評価なし 21日
- ②法第8条第1項(第9条第1項含む)
譲受人の決定のみ 7日
それ以外(性能評価あり) 7日
それ以外(性能評価なし) 21日
- ③法第10条
7日

※①②については、建築確認申請を併せて行う場合は、当該計画に対して建築基準法において定められた審査期間を加算

細則による添付図書
・検査済証の写し(建築基準法による)
(・建物完了写真(全景))

※登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書がある方は、建設住宅性能評価書の写しの添付

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。
※法は長期優良住宅の普及の促進に関する法律をいう。
※規則は長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則をいう。
※細則は高松市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をいう。